

令和4年度政府予算案関連事項について

本日、令和4年度の政府予算案が閣議決定され、令和4年度の地方財政対策、地方債計画及び財政投融资計画も公表されました。その内容のうち当機構に関する主な部分については、以下のとおりです。

1. 地方債計画における機構資金

令和4年度地方債計画における地方公共団体金融機構資金

通常収支分 1兆7,461億円（対前年度 ▲4,362億円、▲20.0%）
（うち、公共施設等適正管理推進事業債 2,088億円（対前年度 1,133億円、118.6%））
（うち、臨時財政対策債 2,350億円（対前年度 ▲5,397億円、▲69.7%））
東日本大震災分 3億円（対前年度 0億円、0%）
合計 1兆7,464億円（対前年度 ▲4,362億円、▲20.0%）
（参考）[令和4年度地方債計画](#)（総務省 HP へのリンク）

2. 公庫債権金利変動準備金の一部の国への帰属

地方公共団体金融機構法附則第14条の規定に基づき、以下の国庫帰属に対応。

- ① 森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和4年度は500億円を国に帰属させ、その全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に繰入れ。
※令和2年度から令和6年度までの5年間で総額2,300億円を国に帰属させる予定。
- ② 上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の財源確保のため、令和4年度は同繰上償還の実績に応じた額を国に帰属させ、その全額を財政投融资特別会計財政融資資金勘定に繰入れ。
※平成30年度から令和5年度までの6年間で総額15億円以内を国に帰属させる予定。

3. 公庫債権金利変動準備金の活用時期の見直し

令和4年度に「地域デジタル社会推進費」の財源として予定していた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金（0.2兆円）の国への帰属については、活用時期を見直し、地方の財源として後年度に活用することとされている。

（参考）[令和4年度地方財政対策の概要](#)（総務省 HP へのリンク）